



熊本県公報

第 1 2 6 3 5 号
平成 29 年 7 月 4 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 漁船保険付保義務の消滅(大浜加入区、滑石加入区、横島加入区、河内加入区、松尾加入区、日奈久加入区、津奈木加入区、島子加入区)…………… (団体支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (高齢者支援課) 2

公 告

- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県消費生活審議会を開催…………… (消費生活課) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 5

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 5
- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県保健医療推進協議会(第 1 回)の開催…………… (熊本県保健医療推進協議会) 6
- 平成 2 9 年度行政書士試験の実施・(一般財団法人行政書士試験研究センター) 6

正 誤

- 平成 2 8 年 3 月 2 2 日熊本県告示第 3 1 4 号(道路の供用開始)中…………… (道路保全課) 8

告 示

熊本県告示第 6 5 0 号
 家畜改良増殖法(昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号)第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。
 平成 2 9 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
2 1 2 4 3 0 1 0 2 3 3	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡南小国町満願寺 3 0 2 9 佐藤 清光	熊本県阿蘇郡南小国町満願寺 3 0 2 9 佐藤 瀬市
2 1 4 0 1 1 8 0 0 0 1	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市泗水町永西田 裕誠	熊本県熊本市中央区本荘 2 丁目 1 2 - 1 0 有限会社 宮村牧場
2 1 6 0 1 1 8 0 0 0 6	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区本荘 2 丁目 1 2 - 1 0 有限会社 宮村牧場	北海道函館市美原 2 丁目 1 5 番 1 号 秋山 邦雄

熊本県告示第 6 5 1 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2

3 号) 第 2 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 次 の と お り 指 定 し た の で、 同 法 第 5 1 条 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成 2 9 年 7 月 4 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所まなびや 荒尾市宮内出目 6 5 4 番 地 6 コーポいわさき 1 0 1 号	株式会社介護サービス合 志 荒尾市宮内出目 6 5 4 番 地 6 コーポいわさき 1 0 1 号 合志 治	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 9 年 6 月 2 2 日

熊 本 県 告 示 第 6 5 2 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 3 条 の 2 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 平 成 2 5 年 7 月 2 日 熊 本 県 告 示 第 6 6 5 号 で 公 示 し た 下 記 加 入 区 の 指 定 漁 船 を 普 通 損 害 保 険 に 付 す べ き 義 務 が 平 成 2 9 年 7 月 1 日 限 り 消 滅 し た の で、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成 2 9 年 7 月 4 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

記

(加入区名)

大浜、滑石、横島、河内、松尾、日奈久、津奈木、島子

熊 本 県 告 示 第 6 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 す る。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 4 日 から 6 0 日 間、 熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平成 2 9 年 7 月 4 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

1 道 路 の 種 類、 路 線 名 及 び 区 域 を 変 更 す る 区 間 等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	上益城郡甲佐町大字津志田字八反田 2 5 3 1 番 2 地 先 から 同所 2 5 2 1 番 地 先 まで	前	5.3 ～ 9.1	196.0	活力基盤改築
			後	10.4 ～ 12.4		

2 区 域 を 変 更 す る 期 日 平 成 2 9 年 7 月 4 日

熊 本 県 告 示 第 6 5 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 介 護 老 人 保 健 施 設 の 開 設 を 次 の と お り 許 可 し た の で、 同 法 第 1 0 4 条 の 2 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成 2 9 年 6 月 2 6 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設 測上 水俣市塩浜町 2 番 1 9 号	医療法人すえひろ会	平成 2 9 年 7 月 1 日

公 告

熊 本 県 公 告 第 3 7 6 号

平成29年度第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。

平成29年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成29年7月31日午後2時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
 - (1) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成28年度実施結果及び平成29年度実施状況等について
 - (2) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）
（電話 096-333-2291）

熊本県公告第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下前通5523番1及び5485番3
1,336.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目19番地5
有限会社大輝不動産

熊本県公告第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番111、同2091番112、同2091番113、同2091番114、同字地藏本1330番14、同1330番37及び同1330番38
1,284.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目19番地5
有限会社大輝不動産

熊本県公告第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字水落623番3の一部
408.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字辛川623番地3
福岡 昭敏

熊本県公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪 2091 番 326
201.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋 1466 番地 2 コンフォール 202 号
吉富 沙織

熊本県公告第 381 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷 1511 番 2
228.09 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯨 1473 番地
藤原 聖也
藤原 志保美

熊本県公告第 382 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字小池 1498 番 10
341.95 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字小池 1498 番地 2
矢野 大介

熊本県公告第 383 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 7 月 4 日から同月 18 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩崎 裕尚	八代市上日置町	八代市平山新町字西新開 3167 番ほか 1 筆
吉野 毅	八代市郡築一番町	八代市井揚町字壱番割 2491 番 1
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字四番割 1475 番ほか 2 筆
松尾 弘信	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字参番割 139 番 2 ほか 3 筆
上村 浩二	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字石橋 950 番 1 ほか 5 筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字梅木鶴 2053 番ほか 2 筆

- 2 申請年月日
平成 29 年 6 月 16 日

熊本県公告第384号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年7月4日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小林 公子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字池ノ窪2161番
源嶋 昭広	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字安心1251番1
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字西字上鶴3727番1ほか9筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字佐土原285番ほか6筆
守永 政晴	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上高原57番29
守永 政晴	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上高原57番21ほか1筆
古川 十市	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字小原ノ上67番1

2 申請年月日

平成29年6月19日

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

平成29年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成29年7月4日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

1 開催日時

平成29年7月11日（火）

午後1時00分から午後5時00分まで（終了時間は予定）

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

【意見聴取】

①第3期中期目標（素案）

②平成28年度財務諸表の承認

【公立大学法人からヒアリング】

③平成28年度業務実績報告書

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。

(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 29 年度熊本県保健医療推進協議会（第 1 回）の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成 29 年 7 月 4 日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 7 月 13 日（木）午後 3 時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室
- 3 議題
(1) 第 7 次熊本県保健医療計画の策定に係る基本方針について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話 096-333-2193）

平成 29 年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任された平成 29 年度行政書士試験を次のとおり実施します。
平成 29 年 7 月 4 日

- 1 試験期日 平成 29 年 11 月 12 日（日） 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所 熊本大学 黒髪南地区（熊本市中央区黒髪 2-39-1）
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 29 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

- (2) 試験の方法
ア 試験は、筆記試験によって行います。
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
* 記述式は、40 字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法
(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布
ア 配布期間 平成 29 年 8 月 7 日（月）から平成 29 年 9 月 8 日（金）まで
イ 配布場所
(ア) 熊本県庁新館 1 階情報プラザ及び総務部市町村・税務局市町村課（熊本市中央区水前寺 6-18-1）
(イ) 県央広域本部宇城地域振興局総務振興課（宇城市松橋町久具 400-1）
(ウ) 県央広域本部上益城地域振興局総務振興課（上益城郡御船町辺田見 396-1）
(エ) 県北広域本部総務課（菊池市隈府 1272-10）
(オ) 県北広域本部玉名地域振興局総務振興課（玉名市岩崎 1004-1）
(カ) 県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課（山鹿市山鹿 1026-3）
(キ) 県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地 2402）
(ク) 県南広域本部総務課（八代市西片町 1660）
(ケ) 県南広域本部芦北地域振興局総務振興課（葦北郡芦北町芦北 2670）
(コ) 県南広域本部球磨地域振興局総務振興課（人吉市西間下町 86-1）
(サ) 天草広域本部総務振興課（天草市今釜新町 3530）
(シ) くまもと県民交流館パレオ（熊本市中央区手取本町 8-9 テトリアくまも）

- と内)
- (ス) 熊本県行政書士会 (熊本市中央区水前寺公園13-36)
 - ウ 配布時間 上記(ア)から(サ)までについては、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
上記(シ)については、平日の午前9時から午後9時まで
上記(ス)については、平日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求
 - ア 受付期間 平成29年7月3日(月)から平成29年9月1日(金)まで
 - イ 配布期間 平成29年8月7日(月)から平成29年9月1日(金)まで
 - ウ 配布方法 住所・氏名・郵便番号記載の返信用封筒(角型2号:A4サイズの受験願書が折らずに入ることのできる大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。
 - エ 受験願書及び試験案内の請求先
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 5 受験手続
- (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間 平成29年8月7日(月)から9月8日(金)まで
 - イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
* 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
* 9月8日の消印があるものまで受け付けます。
 - ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)
* 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)
 - (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受付期間 平成29年8月7日(月)午前9時から平成29年9月5日(火)午後5時まで
* インターネットによる受験申込みは、9月5日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
* この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。
【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】
* 受付最終日(9月5日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。
 - イ 受験手数料の払込み
(ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
(イ) 利用できるクレジットカード
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners
(ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ
 - (3) 受験手数料 7,000円
受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込に要する費用は、受験申込者の負担となります。
また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。
 - (4) 連絡先(問合せ先)
一般財団法人行政書士試験研究センター
郵便番号 102-0082
所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700
- 6 特例措置の実施
- (1) 身体機能が障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持ち込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がいの状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によって希望に沿えない場合もあります。
 - (2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまでご相談ください。
- 7 合格発表の日時及び方法
- (1) 日時 平成30年1月31日(水) 午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

正 誤

平成 28 年 3 月 22 日熊本県告示第 314 号(道路の供用開始)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	31	字瀬戸	字大堤
3	32	2497番1地先から	2479番1地先から
3	34	2497番1地先まで	2479番1地先まで